

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 総合区長の公選

指定都市は、条例で、総合区長を選挙人が投票により選挙することとすることができること。この場合において、当該指定都市は、全ての総合区長について、選挙することとしなければならないこと。

(新第二百五十二条の二十の二第五項関係)

二 選挙された総合区長の解職

1 指定都市の市長は、選挙された総合区長について、議会の同意を得て、当該総合区の選挙管理委員会に対し、その解職の請求をすることができること。

(新第二百五十二条の二十の二第八項関係)

2 1の請求があつたときは、選挙管理委員会は、これを選挙人の投票に付するものとし、解職の投票において過半数の同意があつたときは、当該総合区長はその職を失うものとする。

(新第二百五十二条の二十の二第九項関係)

三 区常任委員会の設置

1 総合区長を選挙することとしている指定都市の議会は、条例で、常任委員会であつて各総合区に係る

事務がその部門に属するもの（以下「区常任委員会」という。）をそれぞれ置くものとする。ただし、必要があると認めるときは、区常任委員会であつて二以上の総合区に係る事務がその部門に属するものを置くことができる。

2 区常任委員会の委員は、当該区常任委員会の部門にその事務が属する総合区の区域を選挙区とする議員のうちから、これを選任すること。

（新第二百五十二条の二十の三関係）

#### 四 その他

所要の規定の整備を行うこと。